

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和3年2月19日

奈良春日野国際フォーラム 館長 福井 祥文

## 第1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
令和3年度奈良春日野国際フォーラム清掃・環境管理業務委託
- (2) 委託業務内容  
令和3年度奈良春日野国際フォーラム清掃・環境管理業務仕様書によります。
- (3) 履行場所  
奈良市春日野町101 他  
奈良春日野国際フォーラム 本館、別館、周辺施設及び敷地
- (4) 契約期間  
令和3年3月25日から令和4年3月31日まで
- (5) 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (6) 引継期間  
令和3年3月25日から同月31日まで

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、奈良春日野国際フォーラム入札事務担当者による入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書等の提出期限において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)に該当しない者であること。
- (7) 奈良県の県税に滞納がない者であること。
- (8) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格登録者のうち、次の全ての条件を満たしている者であること。  
ア 営業種目に営業種目コード「大分類：Q(役務の提供)、中分類：1(建物管理)、

小分類：①床清掃、②ガラス清掃、③貯水槽清掃、⑫害虫駆除、⑬空気環境測定に主業種で登録されていること。

イ 本社、支社、営業所等の所在地が奈良県内で登録されていること。

- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項に規定する業務のうち次の業務について、奈良県知事登録をこの公告日までに受けている者であること。

ア「1号 建築物清掃業」又は「8号 建築物環境衛生総合管理業」

イ「2号 建築物空気環境測定業」又は「8号 建築物環境衛生総合管理業」

ウ「5号 建築物飲料水貯水槽清掃業」

エ「7号 建築物ねずみ昆虫等防除業」

- (10) ビル管理法に規定する「建築物環境衛生管理技術者」を有している者であること。

- (11) 公告日現在、直近の5年間(平成28年4月1日以降で、令和3年3月31日までの未履行期間は履行実績に含む。)において、①清掃業務(日常清掃を含む)、②空気環境測定業務、③ねずみ昆虫等防除業務および④貯水槽清掃業務の各業務について次のア～ウの履行実績を有する者であること。

ア 次の条件を満たす建築物に係る上記①～④に掲げる業務について、上記(8)イの事業所と当該建築物の所有者又は管理者が直接の契約の相手方として、同一時期、同一特定建築物において12か月以上継続して契約した履行実績が2件以上あること。なお、契約形態は、各業務の一括契約または個別契約を問わない。

(ア) 奈良県内に所在する建築物であること。

(イ) ビル管理法に規定する特定建築物であること。

イ 履行実績のうち1件は、延べ床面積7,000㎡以上の特定建築物である建築物であること。

ウ 履行実績のうち1件は、同一の文化施設等で250人以上収容できる複数のホールを有する施設において、施設維持管理業務(常駐警備、日常清掃、設備常駐管理のいずれか)に係る委託契約を継続して12か月以上誠実に履行したものであること。

- (12) プライバシーマーク(JISQ15001 準拠)認証取得事業者又はI SMS(ISO/IEC27001 / JISQ27001 準拠)認証取得事業者であること。ただし、直近の5年間(平成28年4月1日以降の期間で、令和3年3月31日までの未履行期間は含む。)において、本委託業務を契約締結し誠実に履行した者にあつては、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等を構築している者でも可とします。

### 第3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び一般競争入札参加資格確認書類等(以下「申請書等」という。)を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

また、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、入札事務担当者から提出書類等に関する説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び参加資格がない者は、本入札に参加することはできません。

(1) 提出期間 令和3年2月19日(金)から同年3月9日(火)まで

2月22日(月)、3月1日(月)及び3月8日(月)を除く午前9時から午後5時まで

(提出申請書等に対する確認において書類の再提出を求められた場合は、下記(2)の調整期日までに提出してください。)

(2) 調整期日 令和3年3月11日(木)午後5時まで

(3) 申請書等 入札説明書第5の1によります。

(4) 提出場所 第4(1)に同じ

(5) 提出部数 各1部

(6) 提出方法 持参

(7) 入札参加資格の可否 令和3年3月12日(金)にFAXにより「一般競争入札参加資格確認通知書」を通知します。

### 第4 入札手続き及び契約等に関する事項

- (1) 入札事務担当  
〒630-8212 奈良市春日野町101  
奈良春日野国際フォーラム 総務課管理係 (本館1階事務室)  
電話番号 0742-27-2630  
FAX番号 0742-27-2634
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧・配布  
ア 期間 令和3年2月19日(金)から3月9日(火)まで  
2月22日(月)、3月1日(月)及び3月8日(月)  
を除く午前9時から午後5時まで  
イ 場所 (1)に同じ
- (3) 仕様書等に関する質問 (FAX送付後に確認の電話連絡をしてください。)  
ア 提出期日 令和3年2月26日(金)まで  
イ 送付先 (1)に同じ
- (4) 質問に対する回答の閲覧  
ア 期間 令和3年3月4日(木)から同月18日(木)まで  
3月8日(月)及び3月15日(月)を除く午前9時から午後5時まで  
イ 場所 (1)に同じ  
また、奈良春日野国際フォーラムホームページ上にも掲載します。
- (5) 入開札の日時及び場所  
ア 日時 令和3年3月18日(木)午前11時00分  
イ 場所 奈良市春日野町101  
奈良春日野国際フォーラム 本館2階 会議室3
- (6) 入札方法等に関する事項  
入札者は、所定の入札書を作成し、封緘をした上、所定の場所及び日時に入札してください。  
ア 入札  
入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。入札者はその提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。  
イ 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
ウ 入札保証金  
免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。  
エ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する場合は免除します。  
オ 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
カ 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

## 第5 契約の解除等

落札決定後、契約締結までに入札参加資格を失ったとき、入札参加停止を受けたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。  
また、契約締結後、契約の相手方(以下「契約者」という。)が次の各号のいずれかに

該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 契約者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に排除されるべき関係を有しているとき。
  - カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記第5のアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
  - キ 本契約に係る下請契約等に当たり、上記第5のアからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記第5のカに該当する場合を除く。)において、契約事務担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - ク 本契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (8) 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができるものとします。

## 第6 契約に係る損害賠償

- (1) 発注者が第5の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとします。
- (2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければなりません。
- (3) 契約者が第5(1)に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

## 第7 入札の中止及び契約を締結しない場合

- (1) 令和3年度歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除できるものとします。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 入札者の連合の疑い、あるいは不正不穏行動等により入札を公正に行うことができ

ないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。この場合は、損害賠償義務が生じます。

(4) 上記(1)から(3)の場合における損害は、入札者の負担とします。

#### 第8 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。